

諮 問 書

佐市市生第1818号
平成29年1月23日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

佐賀市有線テレビ事務における個人情報の目的外利用について

2 目的外利用申請者

企画調整部 情報課

3 個人情報の所管課

市民生活部 市民生活課

4 目的外利用を行う個人情報の内容

【目的外利用】

本市の住民基本台帳システム（SHIPS）に記録された住民情報のうち、佐賀市有線テレビ事業における加入者世帯の世帯番号及び世帯員の氏名、生年月日、個人番号、住所、異動事由、転出・転居先住所、異動日

5 目的外利用の目的

- ・情報課の佐賀市有線テレビ事業は、合併によりテレビ難視聴地区である旧富士町から引き継ぎ、同じく難視聴地区である大和町松梅地区・八反原地区・川上地区及び久池井地区の一部、並びに三瀬村をエリアに加え、平成22年3月から地デジ放送サービスを開始している。
- ・加入申請時に、本人情報の確認につき同意を得ていないため、加入者の異動状況を把握できない。対策として有線テレビ事業へ加入している世帯の世帯員が転居・転出手続き等の異動届を行う際、併せて有線テレビの終了手続きについて該当者は情報課へ

案内するように取り決めていたが、窓口の状況により全ての対象者へ案内することは難しい。

- ・その結果、年に数件、有線テレビの手続きを失念したまま転出・転居する者が発生し、案内がなかったとして遡及して使用料を還付した案件も発生している。このような事例発生を未然に防止し、加入者世帯に限り、住民基本台帳システム（SHIPS）に記録された異動情報を利用するものである。

6 情報課での活用方法（参考：添付資料（5））

有線テレビ加入者の個人番号を予め調査しておく。

毎月1回、概ね10日頃に当該個人番号をキーとして、有線テレビ加入者及びその世帯員において住民票上の異動が発生した世帯のみ、異動者と異動理由、異動先、異動日等をリストとして抽出する。

抽出リスト中、有線テレビ契約の解約若しくは契約変更に該当する内容（加入者の転居、転出、死亡等）の方には、市（情報課）から連絡を取り、翌月の使用料を請求するまでに必要な手続きを行っていただくことで、適正な徴収を行うようにしたい。

7 目的外利用の期間

答申日から有線テレビ業務を終了するまで

8 添付資料

- (1) 制度概要
- (2) 有線テレビエリア図
- (3) 佐賀市有線テレビ加入申請書（サンプル）
- (4) 有線テレビ加入者数推移及び近年の異動後事実把握案件
- (5) 加入者異動リスト（案）

佐賀市有線テレビ加入の手引き

佐賀市では、富士町、三瀬村、大和町の一部（松瀬、梅野、名尾、八反原等）をエリアとした、有線テレビのサービスを行っており、地上デジタル放送（地デジ）、FM放送などを提供しています。

【チャンネルのご案内】

- ◆地上デジタル放送 STS、NHK（総合、Eテレ）、RKB、FBS、KBC、TNC、TVQ、第1コミュニティチャンネル、第2コミュニティチャンネル
- ◆FM ラジオ放送 ラジオ放送大学、FM佐賀、NHK-FM（佐賀）、FM福岡、FMK（エフエム・クマモト）、LOVE-FM、CROSS-FM

【申し込みの流れ】

1. 加入申請書の提出

申請書は、佐賀市役所富士、三瀬、大和各支所の総務・地域振興グループおよび本庁情報課、佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）※にあります。また、佐賀市公式ホームページ上（<https://www.city.saga.lg.jp/main/1630.html>）からダウンロードすることもできます。申請書に必要事項を記入の上、前述の支所総務・地域振興グループ、本庁情報課またはぶんぶんテレビにご提出ください。

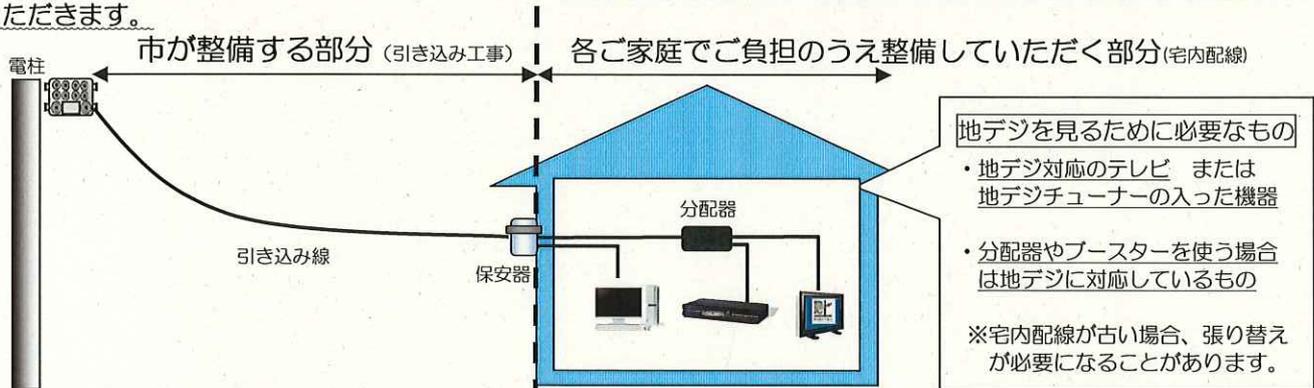
注：佐賀市は、有線テレビの運營業務を指定管理者である佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）に委託しています。

2. 分担金のお支払い

申請に基づき審査を行い、承認されれば加入承認書と分担金の納付書を郵送します。分担金のお支払いが確認でき次第、工事業者から日程調整のご連絡をさせていただきます。

3. 引き込み工事

市が工事を行う範囲は下図中の「市が整備する部分」です。分担金では、電柱から各ご家庭の壁に保安器を取り付け、宅内配線と接続するところまで行いますが、「宅内配線」の張替えは分担金とは別に加入者の自己負担で行っていただきます。



4. サービス開始

これで加入手続きは完了です。料金については、裏面をご覧ください。

※佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）のサービス

佐賀市有線テレビエリアでは、ぶんぶんテレビの64チャンネルサービスやインターネットサービスに加入することもできます。ぶんぶんテレビのサービスにご加入の場合、佐賀市有線テレビの分担金に加えて加入金と工事費が必要です。詳しくはぶんぶんテレビに直接お問合せください。【電話】0120-55-3734

- ◆65チャンネルサービス
佐賀市有線テレビと同じ10ch、BS デジタル放送11ch、専門チャンネル44ch
- ◆インターネットサービス
佐賀市有線テレビや65チャンネルサービスと組み合わせての利用が可能です。

料金案内

有線テレビの料金や減免制度については、以下のとおりです。

加入時の初期費用

新たに佐賀市有線テレビに加入する場合、分担金が必要になります。

○分担金 **5万円**

※ 申請者宅までの工事の内容によっては5万円を超える場合があります。

月額料金

○一般のご家庭の場合

月額料金 **1,830円** (平成27年4月～) ※店舗兼住宅、事業所等も同じ金額です。

※ 月額料金は加入月の翌月から発生します。

※ 旅館業関連施設や福祉施設等、部屋数の多い建物については別途お問い合わせください。

※ 月額料金は口座振替をおすすめしています。口座振替依頼書を金融機関（佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、佐賀県農協、ゆうちょ銀行）にご提出ください。

減免制度

分担金、月額料金の両方に減免制度があります。

以下に該当する場合は、佐賀市役所富士、三瀬、大和各支所の総務・地域振興グループおよび本庁情報課にお問い合わせください。

| 減免対象 | 分担金 | 月額料金 |
|---|---------|------|
| 生活保護受給世帯 | 0円 | 0円 |
| 市県民税が非課税で75歳以上の一人暮らし世帯 | 0円 | 300円 |
| 社会福祉施設に入居中の方 | 0円 | 300円 |
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかを所有する方がいる世帯でかつ世帯全員が市県民税非課税の世帯 | 0円 | 300円 |
| 児童福祉施設（保育所等）、学校・幼稚園、社会福祉事業施設（社会福祉協議会等）、老人福祉施設（老人ホーム等）、身体・知的障がい者福祉施設、更生保護事業施設、地区公民館等 | 0円 | 300円 |
| 身体障害者手帳を所有する視覚障がい者、聴覚障がい者又は重度障がい者の方が世帯主である世帯 | 25,000円 | 910円 |
| 重度の戦傷病者手帳を持つ方が世帯主である世帯 | 25,000円 | 910円 |
| 災害救助法による救助が行われた区域において、一定以上の被害にあわれた建物 ※救助日の属する月及びその翌月のみ | — | 0円 |

※ 減免対象であっても分担金のうち5万円を超える部分は減免されません。

Q&A

Q1 宅内配線はそのまま使えますか？

- A 使えないこともあります。
アナログ放送は視聴できても、地上デジタル放送やインターネットをご利用いただけない場合があります。この場合、各ご家庭のご負担で新たに張り替えを行っていただく必要があります。
-

Q2 加入申請書はどこにありますか？

- A 佐賀市公式ホームページ上 (<https://www.city.saga.lg.jp/main/1630.html>)、または裏面お問い合わせ先に置いてあります。住所、氏名など必要事項を記入、押印の上、裏面お問い合わせ先のいずれかまでご提出ください。
-

Q3 加入時の初期費用について教えてください。

- A 佐賀市有線テレビの加入時には分担金が最低 5 万円（引込工事費用が 5 万円を超える場合には 5 万円以上）必要です。
※ ぶんぶんテレビにご加入の場合は、分担金に加えて加入金及び工事費が必要となります。詳しくはぶんぶんテレビに直接お問い合わせください。
-

Q4 月額の利用料金はいくらですか？

- A 10チャンネルサービス（佐賀市有線テレビ）を利用する場合、一般家庭で月額 1,830円です。
旅館などの、多数のテレビを営業に用いる施設については、その設置台数に応じて料金が異なります。詳しくは料金案内をご覧ください。
※ 64チャンネルサービス及びインターネット接続サービスの利用料金については、ぶんぶんテレビに直接お問い合わせください。
-

Q5 NHKの受信料は月額利用料金に含まれていますか？

- A 含まれていません。別途NHKにお支払いいただく必要があります。
-

Q6 月額料金の口座振替で利用できる金融機関はどこですか？

- A 佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、佐賀県農協、ゆうちょ銀行です。
ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合、下記お問合せ先で口座振替依頼書を受け取り、記入、押印の上、金融機関にご提出ください。
ゆうちょ銀行をご利用の場合、下記お問合せ先では様式を取り扱っておりませんので、ゆうちょ銀行の窓口で専用の口座振替依頼書を受け取り、記入、押印の上、ゆうちょ銀行に直接ご提出ください。
※ いずれの場合も、提出は金融機関へ直接お願いします。
-

Q7 口座振替以外の支払方法はありますか？

- A 口座振替による支払いが難しい場合には、納付書での支払いも可能です。
納付書払を希望される場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。納付書を郵送しますので、金融機関でお支払いいただくことになります。
※ コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

Q8 減免制度はありますか？

- A 10チャンネルサービス（佐賀市有線テレビ）への加入者で、生活保護を受給している世帯や、75歳以上の一人暮らしで市県民税非課税の方などについては、減免の対象となる可能性があります。詳しくは料金案内をご覧ください。
※ ぶんぶんテレビのサービスには減免制度はありません。

Q9 月額利用料金の支払いが遅れた場合、どうなりますか？

- A 指定の期日を過ぎてもお支払いされないときは、督促状を発送します。1回督促状を発送するごとに、督促手数料（100円）をいただくことになります。また、5ヶ月以上利用料金をお支払いいただけない場合は、有線テレビの利用を停止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q10 ぶんぶんテレビのサービスを利用するので、加入申請書は出さなくてもいいですか？

- A いいえ。
ぶんぶんテレビのサービスを利用する場合であっても、加入申請書の提出がなければ、各ご家庭への回線の引き込みができません。

Q11 有線テレビの利用を止めたいのですが、どのような手続きを行えばいいですか？

- A 利用を止める状況によって行っていただく手続きが変わります。
- ・入院等で使用を6ヶ月以上1年以内で止める場合：有線テレビ使用休止届出書を提出
 - ・借家の退出等で使用を終了する場合：有線テレビ使用終了届出書を提出
 - ・家の解体等、現在の契約場所で今後有線テレビを視聴することがない場合：有線テレビ加入解除届出書を提出

いずれも、まずは下記御問い合わせ先までご一報ください。

【お問い合わせ先】

- 指定管理者
佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）
0120-55-3734
※障害報告は電話で24時間対応しています。
- 佐賀市役所
富士支所 総務・地域振興グループ 58-2111
三瀬支所 総務・地域振興グループ 56-2111
大和支所 総務・地域振興グループ 62-1111
本庁 情報課 40-7055



受信空中線位置 (BS1,2)
 佐賀市富士支所有線テレビ局舎
 佐賀市富士町大字古湯2661

受信空中線位置 (地上波、FM)
 佐賀シティビジョン
 佐賀市天神三丁目2番24号

佐賀市本庁舎

佐賀市有線テレビ 再送信サービス対象エリア、受信空中線及び放送施設系統図

- ▬ : 佐賀市有線テレビ 再送信サービス対象エリア
- : 地上波受信空中線とサブヘッドエンドを結ぶ連絡線伝送
- : 幹線伝送路

佐賀市有線テレビ加入申請書

佐賀市長 様

佐賀市有線テレビに加入したいので、佐賀市有線テレビの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定により以下のとおり申請します。

| | | | | |
|-----------------------------|------------------|------------------|--------------------------------|----------------------|
| | | 申請日 | 平成 年 月 日 | |
| 申請者 ※口座 名義人 と同一 | フリガナ | | | 生 年 月 日 |
| | 氏名又は 法人名 | (印) | | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | 現住所 | 〒 - (自治会) | 電 話 | 自宅 () - 携帯 () - |
| 引込場所 ※ 現住所と同じ 場合は記入不要 | 〒 - (自治会) 佐賀市 | 施設名 事業所等の場合 | | |
| | | テレビ台数 | 台 | |
| 建物について (番号に○) | 1.一戸建て 2.集合住宅 | 1.自己所有 2.賃貸 ⇒ | 「2.賃貸」の場合 管理不動産業者名称または家主氏名と連絡先 | |
| | | 名称 氏名 | | 電話 番号 |

| | |
|---------------------|----------|
| 佐賀市有線テレビサービス使用開始希望日 | 平成 年 月 日 |
|---------------------|----------|

| | | |
|---------------------------------|----------|---|
| テレビの視聴を希望されますか | はい ・ いいえ | ※インターネットのみをご希望の場合は「いいえ」に○をつけてください。 ※「はい」に○をつけた方には、後日ぶんぶんテレビから申込手続きのご案内があります。 |
| ぶんぶんテレビの64チャンネルサービスへの加入を希望されますか | はい ・ いいえ | |
| ぶんぶんテレビのインターネットサービスへの加入を希望されますか | はい ・ いいえ | |

- ※ 佐賀市有線テレビの使用料は使用開始日の翌月から徴収します。
- ※ 「市税等口座振替依頼書」の提出が別途必要です。(佐賀銀行, 佐賀共栄銀行, 佐賀信用金庫, 佐賀県農協)
- ※ 振替日(払込日)は毎月27日です。(ただし、土・日・祝日の場合翌営業日になります。)
- ※ ぶんぶんテレビのサービスを希望される場合は別途手続きが必要です。

| | | | | |
|------|----------------|--------|--------|--------|
| | | 加入者コード | | |
| 市記入欄 | (受付日) 年 月 日 | (備考) | (営業担当) | (総務入力) |
| | (受付者) | | (集計日) | (入力日) |
| | | | / | / |

(4) 有線テレビ加入者数推移及び近年の異動後事実把握案件

○佐賀市有線テレビ 加入世帯数：1, 8 2 1 世帯 (H28.3 月末現在)

【参考 加入者数推移】

| | | |
|----------|-------------|-----------------|
| H22.3.31 | 2, 4 1 1 世帯 | ※新有線テレビサービス開始時点 |
| H22.9.31 | 2, 0 5 7 世帯 | (-354 世帯) |
| H23.3.31 | 2, 0 1 4 世帯 | (-43 世帯) |
| H23.8.31 | 1, 9 8 3 世帯 | (-31 世帯) |
| H24.3.31 | 1, 9 7 1 世帯 | (-12 世帯) |
| H24.8.31 | 1, 9 5 7 世帯 | (-14 世帯) |
| H25.3.31 | 1, 9 0 3 世帯 | (-54 世帯) |
| H25.8.31 | 1, 9 1 5 世帯 | (+12 世帯) |
| H26.3.31 | 1, 9 0 3 世帯 | (-12 世帯) |
| H27.3.31 | 1, 8 8 0 世帯 | (-23 世帯) |
| H28.3.31 | 1, 8 2 1 世帯 | (-59 世帯) |

※有線テレビエリア内では、佐賀シティビジョンの多チャンネルサービスが選択できるため、そちらに乗り換える方が多く、加入者数減少の主因となっている。

○近年の異動後把握による届出遅滞とその後の対応

- 1) H28.5.26 有線テレビ加入者が三瀬村から旧市内(有線テレビエリア外)へ転居。加入者本人が認知症であり、有線テレビのことを知らない娘が本庁にて転居手続きした際、有線テレビの手続き案内が無かったことで終了手続きがなされず、都合5ヶ月分の使用料が口座振替にて納付。11月に娘から苦情が寄せられ、使用料を還付
- 2) H28.11 加入者が死亡したにも関わらず、凍結されなかった故人の口座から使用料が引き落とされ続けていたことが判明。判明後即座に遺族への加入権地位承継を行い、引き落とし口座も変更した。
- 3) H26.8.15 施設に入所する加入者の方が2年前(H24.2月)に亡くなられていたことが施設から連絡有り。没後も故人名義の口座から引き続き使用料が引き落とされていることが判明したため、別住所にお住まいの姉妹の夫に終了手続きを依頼し、手続き後、没後に引き落とされた使用料相当額を還付している。姉妹の夫からは、「死亡届も提出したのに、没後2年も経って何を今更」と苦情をいただいた。

加入者異動リスト (案)

| 住所 | 加入者氏名 | 個人番号 | 加入者生年月日 | 異動者 | 異動者個人番号 | 異動事由 | 異動内容 |
|--------------------|-------|----------|------------------|-------|----------|------|---------------|
| 佐賀市富士町大字古湯 9999-99 | 温泉 太郎 | 99999991 | 昭和 43 年 1 月 15 日 | 温泉 一子 | 99999994 | 転居 | 佐賀市多布施二丁目 |
| 佐賀市三瀬村 5963 番地 | 山中 地蔵 | 99999992 | 昭和 14 年 2 月 12 日 | 山中 地蔵 | 99999992 | 死亡 | 死亡 |
| 佐賀市大和町大字梅野 1-1 | 大和 巨石 | 99999993 | 平成 8 年 7 月 8 日 | 大和 涼風 | 99999995 | 転出 | 長崎市泉町 1111-11 |

※本諮問の結果目的外利用が認められた場合、有線テレビ加入者の個人番号を予め調査しておく。

月 1 回、概ね 10 日頃に当該個人番号をギ一として、有線テレビ加入者及びその世帯員において住民票上の異動が発生した世帯のみ、異動者と異動理由、異動先、異動日等をリストとして抽出する
抽出リスト中、有線テレビ契約の解約若しくは契約変更に関する内容（加入者の転居、転出、死亡等）の方には、市から連絡を取り、翌月の使用料を請求するまでに必要な手続きを行っていた;